

三戸町小規模特認校実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かな自然に囲まれた環境と少人数による教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色ある教育を推進している小中一貫小規模校において、児童生徒の心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、適性をいかした教育を推進するとともに、学校の活性化を図ることを目的とし、三戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小規模特認校の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、次のとおりとする。

- (1) 三戸町立杉沢小学校
- (2) 三戸町立杉沢中学校

(対象者)

第3条 小規模特認校に入学又は転入学（以下「就学」という。）することができる児童生徒は、次のいずれかに掲げる者で次表の小規模特認校に応じて定められた学区に該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録のある者
- (2) 3月末までに本町の住民基本台帳に記録される予定のある者で、翌年度小学校又は中学校に在籍する者

小規模特認校	対象となる学区
三戸町立杉沢小学校	三戸町立三戸小学校
三戸町立杉沢中学校	三戸町立三戸中学校

(受入人数)

第4条 小規模特認校における児童生徒の受入人数は、小規模特認校に在学する児童生徒数を勘案し、三戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小規模特認校の校長（以下「当該校長」という。）と協議の上、決定するものとする。

(受入時期)

第5条 小規模特認校の受入時期は、原則として4月1日とする。

(受入期間)

第6条 小規模特認校の受入期間は、原則として1年以上とする。

- 2 児童生徒又は当該児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の事情により通学が困難となった場合は、教育委員会は当該校長と協議の上、当該児童生徒の住所地を通学区とする小学校又は中学校に当該児童生徒を就学させることができるものとする。

(就学の条件)

第7条 教育委員会は、保護者が小規模特認校に就学を希望する場合で、通学の安全が確保できると認めるときは、当該児童生徒の就学すべき学校を小規模特認校に変更することができる。

2 小規模特認校に就学を希望する児童生徒は、就学時において三戸町内に居住していなければならない。

3 小規模特認校に就学を希望する保護者は、杉沢小学校又は杉沢中学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力しなければならない。

(就学の申請)

第8条 小規模特認校に入学等を希望する者は、小規模特認校就学申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該校長に通知するものとする。

(面談)

第9条 当該校長は、前条第2項の通知があったときは、就学を希望する児童生徒及び保護者との面談を実施するものとする。

2 当該校長は、前項の面談を実施したときは、面談結果書を教育委員会に提出するものとする。

(就学の決定)

第10条 教育委員会は、前条第2項の面談結果書が提出されたときは、当該校長と協議した上で就学の可否を決定し、小規模特認校就学決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 教育委員会は、就学を決定した後において、次に掲げる事項に該当するときは、就学の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請事由が事実と相違しているとき。
- (2) 就学の趣旨又は目的に沿わない事由が生じ、支障があるとき。
- (3) 教育委員会が就学の決定が不適當であると認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。